

媒介業者の方々へ

1 媒介契約について

- (1) 当社は、(一社)不動産流通経営協会、(公社)全日本不動産協会大阪府本部並びに、(一社)大阪府宅地建物取引業協会と「大阪外環状鉄道株式会社所有不動産(土地)売却の媒介に関する協定書」を締結しております。
- (2) この協定書において、各媒介業者の方々と間で締結する「大阪外環状鉄道株式会社所有不動産売却の媒介に関する契約書」(以下、「媒介契約書」という。)の様式を取り決めています。
従いまして、この媒介契約書の条文及び文言等は個別に変更することはできません。
- (3) 各媒介業者の方々につきましては、当社に顧客からの入札参加申込書を提出される以前に、媒介契約書2部を宅地建物取引業者免許証(写)と共に当社に直接持参又は書留郵便により送付してください。
契約書が複数枚(片面印刷)となった場合は、ホッチキス止めをして必ず割印を押印ください。

2 入札参加申込書の提出について

顧客からの入札参加申込書を当社に提出されるときは、申込日前3ヶ月以内に発行された次の書類を提出してください。

- | | |
|-------------------------------------|----|
| (1) 媒介業者の印鑑証明書 | 1通 |
| (2) 媒介業者が法人の場合
法人登記簿の履歴事項全部事項証明書 | 1通 |
| (3) 媒介業者の誓約書(売却案内書P. 4参照) | 1通 |

申込書類は、必ず申込受付期間内に当社に提出してください。

大阪外環状鉄道株式会社
調 整 部